

令和 7 年 1 1 月文京区議会定例議会提案事項

1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容
番号法第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号を利用する事務に次の事務を追加する。
 - ・ 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 施行期日 令和 8 年 1 0 月 1 日

2 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
乳幼児健康診査の内容が、通所する障害児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、指定児童発達支援事業者は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。（第 3 6 条第 2 項）
- (3) 施行期日 公布の日

3 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 6 号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 乳幼児健康診査の内容が、入所した障害児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、指定福祉型障害児入所施設は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。（第 3 0 条第 2 項）
 - イ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第 4 7 条第 1 項）
「第 3 3 条の 1 0 各号」 → 「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

4 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第14条）
「第33条の10各号」 → 「第33条の10第1項各号」
 - イ 乳幼児健康診査の内容が、入所した乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、児童福祉施設は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。（第19条第2項）
 - ウ 職員の任用要件の見直し
 - (ア) 以下の職員に係る任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する。
 - a 乳児院の長（第33条第1項）
 - b 母子生活支援施設の長（第41条第1項）
 - c 母子支援員（第42条）
 - d 児童養護施設の長（第61条第1項）
 - e 児童指導員（第62条）
 - f 児童心理治療施設の長（第90条第1項）
 - g 児童自立支援施設の長（第98条第1項）
 - h 児童自立支援専門員（第99条）
 - i 児童生活支援員（第100条）
 - (イ) 児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に精神保健福祉士の資格を有する者を追加する。（第99条及び第100条）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 (2)ア、イ及びエについては公布の日、(2)ウについては令和8年3月1日

5 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
乳児等通園支援事業の創設に伴い、当該事業の実施に関し、以下の基準を定める。
 - ア 乳児等通園支援事業の区分
 - イ 設備及び職員の基準
 - ウ 乳児等通園支援の内容
 - エ その他
- (3) 施行期日 公布の日

6 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 児童福祉法等の一部改正に伴う引用条文の整備
「第33条の10各号」
→ 「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

7 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第12条）
「第33条の10各号」 → 「第33条の10第1項各号」
 - イ 乳幼児健康診断又は健康診査の内容が、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、家庭的保育事業者等は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。（第17条第2項）
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
児童福祉法等の一部改正に伴う引用条文の整備
「児童福祉法第33条の10各号」 → 「法*第27条の2第1項各号」（第21条）
※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- (3) 施行期日 公布の日

9 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 児童福祉法等の一部改正に伴う引用条文の整備
「第33条の10各号」
→ 「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」（第10条）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

10 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第14条）
「第33条の10各号」 → 「第33条の10第1項各号」
 - イ 児童指導員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加する。（第22条）
- (3) 施行期日 (2)アについては公布の日、(2)イについては令和8年3月1日

11 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備（第12条）
「第33条の10各号」 → 「第33条の10第1項各号」
- (3) 施行期日 公布の日

12 文京区男女平等センターの指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 文京区男女平等センターの指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区男女平等センター
 - イ 指定管理者 文京区女性団体連絡会
東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区役所14階
 - ウ 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

13 文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立アカデミー文京外6施設の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立アカデミー文京 文京区立アカデミー湯島 文京区立アカデミー音羽
文京区立アカデミー千石 文京区立アカデミー茗台
文京シビックセンタースカイホール
響きの森文京公会堂
 - イ 指定管理者 公益財団法人文京アカデミー
東京都文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター内
 - ウ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

14 文京区立千石児童館の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立千石児童館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立千石児童館
 - イ 指定管理者 株式会社日本保育サービス
東京都港区港南一丁目2番70号
 - ウ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

15 令和7年度文京区一般会計補正予算